

移住・就農に向けた研修をお考えの皆様へ



『中高年移住就農研修支援事業』

県外から熊本県に移住し、就農に向けた研修を受ける
中高年の方を支援します。※ 就農予定時50～59歳の方が対象

事業の概要

○県外から熊本県に移住し、研修後に県内で独立自営就農を目指す
中高年の方が県の認定研修機関で研修を行う際に支援。

対象者

○令和4年度までの居住地が県外の方で、熊本県内で独立自営就農を目指している、就農予定時の年齢が50～59歳の方

助成単価

1月当たり5万円

※ 最大60万円 12か月を限度

★ただし、最大60万円（12か月）を限度とし、
1月未満の日数は切り捨てるものとします。

★市町村交付の場合は、県と同額を市町村が交付。

助成の要件

- 熊本県内で独立自営就農を目指している、就農予定時の年齢が50～59歳の者で、地域の担い手となることに強い意欲を有すること。
- 令和4年度までの居住地が県外であり、事業実施年度中に県外から県内に転居し、住民票を移転すること。
- 県の認定研修機関で研修を受け、就農に必要な知識・技術を習得すること。
- 常勤の雇用契約を締結していないこと。
- 過去に国・県の新規就農支援関係補助金の交付を受けていないこと。など



下記の場合に該当する場合は、助成金の全額返還になります

- 研修終了後1年内に、50～59歳で就農しなかった場合
※ 要領に基づく手続きを行い、研修終了から2年内に就農した場合を除く
- 就農するまでの間に、県内から県外に転居した場合。
- 県が求める報告や立ち入り調査等に応じない場合、または虚偽の申請・報告を行った場合。

※ 事業の詳細は下記連絡先へのお問合せや事業実施要領によりご確認ください。

申込先 令和5年 月 日 (曜日) ○○市町村 または県農地・担い手支援課
お問合せ先 ○○市町村 TEL - - または熊本県農林水産部農地・担い手支援課 TEL 096-333-2432